

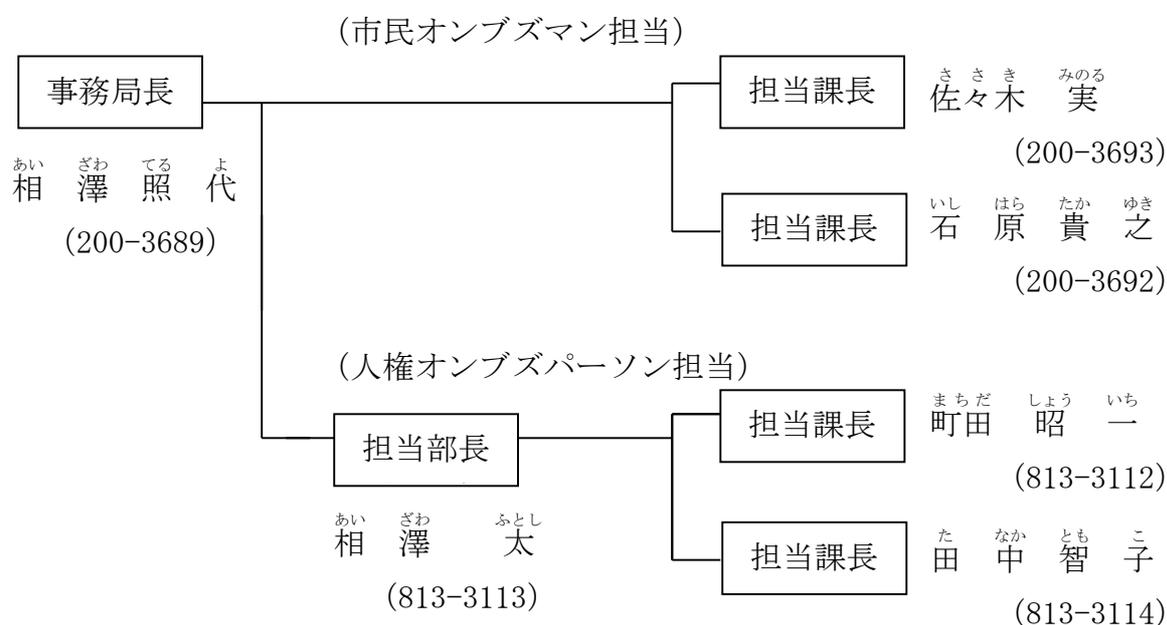
市民オンブズマン及び人権オンブズパーソン並びに 市民オンブズマン事務局機構及び業務内容

(令和4年4月1日現在)

1 市民オンブズマン及び人権オンブズパーソン

市民オンブズマン	とみ た よし のり (代表)	せい の き く こ
人権オンブズパーソン	いけ むね か な こ (代表)	おお さき かつ ゆき

2 機 構



3 業務内容

- (1) 事務局の人事、予算及び決算に関すること。
- (2) オンブズマン制度及び人権救済制度の調査研究に関すること。
- (3) 川崎市市民オンブズマン条例の規定に基づく苦情申立て又は川崎市人権オンブズパーソン条例の規定に基づく相談若しくは救済申立ての受付に関すること。
- (4) 苦情申立て、相談、救済申立て等の調査、処理、勧告、意見表明、事業者に対する要請等に係る事務手続に関すること。
- (5) 苦情申立て、相談、救済申立て等に係る市の機関その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他市民オンブズマン、人権オンブズパーソン及び専門調査員に関すること。